

新築で  
最大 **100**万円※1

リフォームで  
最大 **30**万円※2

こどもみらい住宅支援事業で

新築でも

今なら

リフォームでも

補助金がもらえる!

子育て世帯または若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図るため、子育て世帯または若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助金が交付されます。

※1 子育て世帯または若者夫婦世帯が対象 ※2 子育て世帯または若者夫婦世帯なら最大60万円  
\*条件により上限が異なります。



[ 事業の概要 ]

新築住宅の  
建築・購入

子育て世帯※1または若者夫婦世帯※2  
による住宅の新築※3

ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented

強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量

▲20%に適合するもの

高い省エネ性能等を有する住宅

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅

一定の省エネ性能を有する住宅

断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅

100万円/戸

80万円/戸

60万円/戸

リフォーム工事

住宅のリフォーム工事  
(すべての世帯が対象)

①～③のいずれか必須

①開口部の断熱改修

ガラス交換、内窓設置、外窓交換、ドア交換

②外壁、屋根・天井または床の断熱改修

③エコ住宅設備の設置

①～③と合わせて実施した場合のみ対象

●子育て対応改修 ●耐震改修 ●バリアフリー改修

●空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

●リフォーム瑕疵保険の加入

リフォーム工事内容  
に応じて定める額

上限 **30**万円/戸

※子育て世帯または若者夫婦世帯は、  
上限45万円/戸  
(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸)

※安心R住宅の購入を伴う場合は、  
上限45万円/戸

※1 子育て世帯とは、申請時点において、子(令和3年4月1日時点で18歳未満、すなわち平成15(2003)年4月2日以降出生の子)を有する世帯。※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯。※3 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。\*補助額以上の工事の完了とする。

[ 対象期間 ] 2021年11月26日から2022年10月31日までの  
工事請負・売買契約を締結したもの

事業内容の詳細は  
「こどもみらい住宅支援事業  
事務局ホームページ」を  
ご確認ください。



<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>